

# CPA通信

2013年6月

Vol.69

平成26年1月～

## 少額投資非課税制度

(日本版ISA\*⇒愛称NISA【ニーサ】)

- ◆上場株式と株式投資信託等の配当・譲渡益が非課税
- ◆平成26年から毎年100万円の非課税投資枠
- ◆非課税投資枠は累計で500万円
- ◆1人で1つの口座を持つことができる(20歳以上)

※ISA (*Individual Savings Account*) …英国の個人貯蓄口座

発行



経営改善に取り組みませんか。

**島田公認会計士・税理士事務所**

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

## ① 上場株式と株式投資信託等の配当・譲渡益が非課税

平成 25 年末で証券軽減税制が終了し、平成 26 年 1 月からは上場株式の配当や譲渡益に対する税率が現行の 10.147% から 20.315% になります。

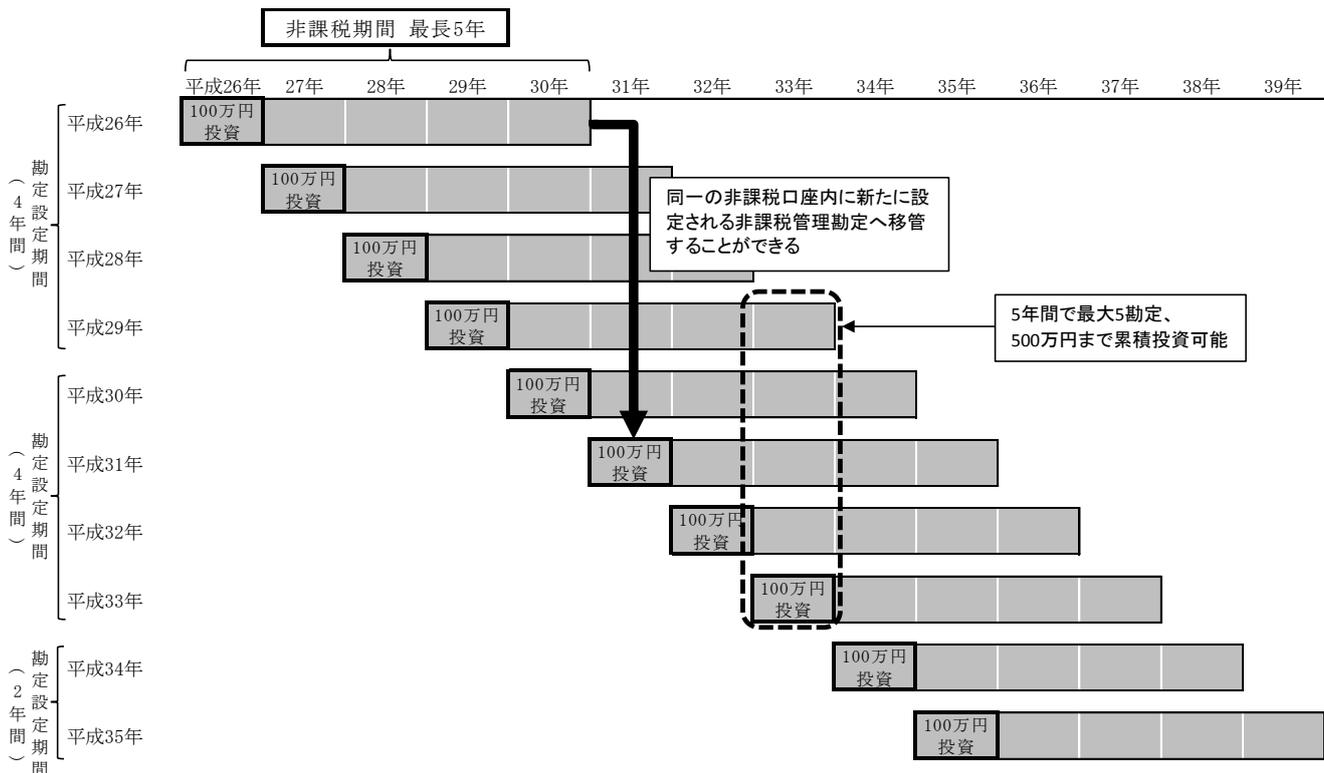
上場株式の配当に対する源泉徴収税率

	～H25.12.31	H26.1.1～
個人	国税 7.147% (他に住民税 3%の特別徴収)	国税 15.315% (他に住民税 5%の特別徴収)

その代わりに始まるのが少額投資非課税制度 (NISA ニーサ) です。上場株式・株式投資信託等の配当・譲渡益が非課税になる制度で、金融機関で新規に NISA 口座を開設することが必要です。ただし、損失が出た場合は、他の口座と損益通算はできないので、非課税のメリットが生かせないこととなります。

## ② 平成 26 年から毎年 100 万円の非課税枠、非課税枠は累計で 500 万円

NISA 口座を開設すれば、平成 35 年まで毎年 100 万円の非課税枠を持つことができ、投資をした年から 5 年目の年末までの配当や譲渡益が非課税になります。非課税枠は累計で 500 万円まで持つことができます。



## ③ 1人で1つの口座を持つことができる (20歳以上)

口座開設は、金融機関で行いますが、商品は上場株式と株式投資信託等に限定されるので、銀行で口座を開設した場合は上場株式は購入できないこととなります。また、最初に開設した金融機関は 4 年間は変更できないとされています。投資は、上場株式・株式投資信託など元本保証のないものが対象で、国債・公社債は対象になりません。